

氏名 <small>(法人にあつては名称)</small>	株式会社 広島銀行
住所	広島市中区紙屋町一丁目3番8号
計画期間	平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	平成 27 年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	--

2 事業の概要

事業者の業種	普通銀行 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 6221)
事業の概要	明治11年創業・広島県に本店を置く唯一の地方銀行であり、中四国を中心に、地域に密着した店舗展開を行っている。広島市内には本支店52、出張所4、佐伯区にコンピューターセンター(ゲネシス)1がある。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

改正省エネ法への取組みに広島市内事業所は当然に包括されており、改正省エネ法における「エネルギー管理統括者」「エネルギー管理企画推進者」を中心に温室効果ガス排出の抑制を図っていく。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成 27 年度	平成28~30年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	9,382 t-CO ₂	9,500 t-CO ₂	-1.3 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)	/	9,500 t-CO ₂	-1.3 %
目標設定の考え方	営業店の空調・照明設備の省エネタイプへの更新を継続して実施。平成27年度は特別排出量が少なく、目標は、過去3年間の平均値とする。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a		計画期間の目標 b		削減量の対基準年度比
	平成 27 年度		平成28~30年度 (平均値)		$((a-b)/a) \times 100$
					%
					%
					%
原単位の指標及び目標設定の考え方					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<p>・設備更新時における、省エネを勘案した設備の検討。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>◆クールビズ（カジュアル・クールビズ）・ウォームビズの継続的な実施（夏季：本部28℃営業店26℃ 冬季：本部19℃営業店20℃）</p> <p>◆営業店の高効率空調設備への更新</p> <p>◆営業店の高効率照明設備への更新</p>
--

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

<p>特になし</p>

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<p>・環境保全に関する諸法令、規則等を遵守するとともにオフィスにおける省エネ・省資源・リサイクル活動を推進する。</p> <p>・全従事者が環境保全への意識の高揚を図るとともに全員参加で環境保全活動に積極的に取り組む。</p>
--

5 その他の取組

<p>・建物内照明の間引き</p> <p>・パソコンの節電モード設定</p> <p>・屋上緑化の維持・管理</p> <p>・廃棄物の分別処理の徹底</p>

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、ワットワット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクト外を通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。